岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第１　改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）による児童手当法の一部改正により児童手当に係る特例給付が令和６年１０月１日に廃止されたことを受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に準じて、岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中の特例給付に関する規定の整理を行ったところである（令和６年条例第２６号）。これを受け、本規則中の所要の規定の整理を行う。

第２　改正の内容

児童手当に係る特例給付に関する規定を削除する。

第３　施行期日

公布の日

岩見沢市規則第２７号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　６　年１２月２０日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１号キ中「（同法附則第２条第４項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付（同法附則第２条第１項の給付をいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和６年条例第２６号）附則第２項の規定により読み替えて適用する岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１第１２項右欄の規則で定めるもの（児童手当法に係るものに限る。）は、外国人要保護者等に係る児童手当法第８条第１項（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）第１２条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第２

条第４項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧児童手当法附則第２条第１項の給付の支給に関する情報とする。